

# ○七尾市スポーツ賞条例

平成16年10月1日

条例第106号

## (趣旨)

第1条 この条例は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第20条の規定に基づき、スポーツの奨励と向上を図るため、成績優秀な選手及び団体に対し七尾市スポーツ賞(以下「スポーツ賞」という。)を贈り、表彰することに關し必要な事項を定めるものとする。

## (受賞の対象者)

第2条 スポーツ賞を受けることができるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者(小中学校の児童及び生徒は除く。)
- (2) 市内に所在する団体、高等学校及び大学
- (3) 市出身の高等学校の生徒、大学生及びこれらに準ずる学生生徒

## (推薦の手続)

第3条 スポーツ賞を受ける候補者の推薦については、体育団体、社会教育団体、企業、高等学校及び大学の長等から七尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に行うものとする。

## (授賞の決定及び表彰)

第4条 スポーツ賞の授賞決定は、前条の候補者のうちから七尾市スポーツ賞選考委員会(以下「選考委員会」という。)の審議を経て教育委員会が市長と協議して決定し、市長が表彰する。

## (選考委員会)

第5条 選考委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、教育委員会が市長と協議して任命する。
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

## 附 則(平成23年9月22日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

# ○七尾市スポーツ賞条例施行規則

平成16年10月1日

教育委員会規則第31号

## (趣旨)

第1条 この規則は、七尾市スポーツ賞条例(平成16年七尾市条例第106号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

## (スポーツ賞の種類)

第2条 条例第1条に規定する七尾市スポーツ賞は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ賞
- (2) スポーツ奨励賞
- (3) スポーツ功労賞

## (選考の方法)

第3条 条例第4条に規定する七尾市スポーツ賞選考委員会(以下「選考委員会」という。)の審議は、次項に定める選考基準に基づいて行い、七尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に答申するものとする。

2 前項の選考基準は、国民体育大会、高等学校総合体育大会及び石川県民体育大会等に参加し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

### (1) スポーツ賞

- ア 国際大会に出場した者
- イ 全国大会において優秀な成績を収めた者
- ウ 北信越大会において優勝又は準優勝した者
- エ 北陸3県大会において優勝した者

### (2) スポーツ奨励賞

- ア 北信越大会において3位又は4位に入賞した者
- イ 北陸3県大会において準優勝した者
- ウ 石川県大会において優勝した者
- エ 石川県新記録を樹立した者
- オ 国民体育大会石川県代表選手として出場した者

### (3) スポーツ功労賞

- ア 体育及びスポーツの向上及び振興に特に功労のあった者

3 前項に定めるものの他選考委員会が特に必要があると認めた場合には、審議の対象とすることができます。

## (授賞の対象期間)

第4条 表彰は、年1回とする。授賞の対象期間は、前年3月1日から本年2月末日までとし、個人又は団体の当該年最高の成績を対象とする。

## (授賞の方法)

第5条 授賞は、表彰状及び記念品を授与するものとする。

(表彰の期日)

第6条 表彰は、毎年3月に行う。

(追彰)

第7条 表彰されるべき者が表彰を受ける前に死亡したときは、表彰状及び記念品をその遺族に授与し、追彰するものとする。

(表彰の記録)

第8条 表彰を受けた者を顕彰するため、事務局に表彰原簿を備え付け、次の事項を登録する。

- (1) 表彰された者の住所及び氏名又は団体の名称
- (2) 功績の概要
- (3) 表彰状の全文
- (4) 表彰の年月日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成19年2月27日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年2月1日から適用する。

別表

◎七尾市スポーツ賞選考基準

項目	国体・高校総体等	職域・青年大会等
スポーツ賞	全国大会 ・団体 4位以上 ・個人 入賞	全国大会 ・団体 準優勝以上 ・個人 入賞
	北信越大会 ・団体 準優勝以上 ・個人 準優勝以上	
	北陸大会 ・団体 優勝 ・個人 優勝	
	その他 ・国際大会に出場した者	
スポーツ奨励賞	北信越大会 ・団体 3位、4位 ・個人 3位、4位	北信越大会 ・団体 優勝 ・個人 優勝
	北陸大会 ・団体 準優勝以上 ・個人 準優勝以上	北陸大会 ・団体 優勝 ・個人 優勝
	県大会 ・団体 優勝 ・個人 優勝	
	その他 ・県記録を樹立した者 ・国体選手、全国高校総体出場選手	
スポーツ功労賞 (50歳以上対象)	・七尾市体育協会及び競技協会の役員を20年以上つとめ、その功績が特に顕著と認められ、石川県体育協会体育功労者表彰を受けた者 ・本市の体育、スポーツの振興に特に顕著な功績があつたと認められる者	

国体・高校総体等——日本選手権大会、全日本大会、日本体育協会所属競技協会主催大会、県民体育大会  
職域・青年大会等——実業団、女性体育大会等

※高校生にあっては新人大会北信越大会以上を対象とする。(県内新人大会対象外)

※団体競技にあっては団体チームに表彰状が授与されます。

団体競技にあっても、国際大会、国体出場等の場合は個人に授与されます。

※出場大会に登録(エントリー)された選手については、補欠選手であっても表彰の対象とします。